事 務 連 絡 平成18年12月11日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室

中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者の一部解除について

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」(平成18年3月31日付け事務連絡)の別添1の1の別表3によりお知らせしたところですが、今般、違反原因を究明し、当該原因に基づく再発防止対策が講じられた下記の製造業者については通常の監視体制に戻し、別表3を別紙のとおり改正することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

・検査命令対象から除外する製造業者

中国 NINGBO QIULONG AQUATIC PRODUCTS CO., LTD.